

資料編

1 いわき市介護保険運営協議会 委員名簿

区分	氏名	所属機関
学識 経験者	金成 明美 (○)	東日本国際大学
	スーディ 神崎 和代	医療創生大学
保健医療 関係者	山内 俊明 (◎)	いわき市医師会
	中里 孝宏	いわき市歯科医師会
	竹下 真紀子	いわき市薬剤師会
	鐘下 公美子	地域リハビリテーション広域支援センター
福祉 関係者	篠原 洋貴	いわき市社会福祉協議会
	公平 和俊	いわき市行政嘱託員（区長）連合協議会
	篠原 清美	いわき市民生児童委員協議会
	小玉 智巳	福島県老人福祉施設協議会 特養部会 いわき支部
	箱崎 秀樹	福島県老人保健施設協会 いわき連絡協議会
	鈴木 亜希	いわき市介護支援専門員連絡協議会
	川口 光子	福島県認知症グループホーム協議会
被保険者 代表等	西丸 一義	第1号被保険者
	小野 操	第2号被保険者

※◎：介護保険運営協議会会長

○： ” 副会長

2 計画の策定方法、計画策定の経過

本計画は「いわき市介護保険条例」第24条第1項の規定に基づき、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表により構成される「いわき市介護保険運営協議会」において議論・検討をいただき策定したものです。

介護保険運営協議会スケジュール（令和2年度）

	日時	主要議題
第1回 ※書面開催	令和2年6月29日 (資料発送日)	【報告事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・第8次市高齢者保健福祉計画の「8つの取組みの視点」に基づく事業の令和元年度実績報告について ・第8次市高齢者保健福祉計画の令和元年度介護保険サービス給付費等の実績報告について ・地域密着型サービスの指定等に関する報告について ・新型コロナウイルスに対する取組み等の報告について 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度介護保険運営協議会の運営について ・地域包括支援センター運営に関する令和元年度実績報告及び令和2年度事業計画について
第2回 ※書面開催	令和2年8月28日 (資料発送日)	【報告事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの指定等に関する報告について ・アンケート調査結果の概要について 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第1回介護保険運営協議会の書面開催に係る記録について
第3回 ※オンライン開催	令和2年10月14日	【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第2回介護保険運営協議会の書面開催に係る記録について ・計画の基本理念及びビジョン達成のための取組みの視点について(案) ・本市における介護保険サービスの現状について ・本市の介護保険サービス基盤整備の方向性について ・人口及び認定者数将来推計について
第4回 ※オンライン開催	令和2年11月25日	【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・「第9次いわき市高齢者保健福祉計画(素案)」について
令和3年1月13日～1月27日		
「第9次いわき市高齢者保健福祉計画(素案)」に対する市民意見募集(パブリックコメント)の実施		
第5回 ※オンライン開催	令和3年2月3日	【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントについて ・「第9次いわき市高齢者保健福祉計画(案)」について
市長提言	令和3年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会を代表し、会長が市長へ提言書(計画案)を提出

3 高齢者等基礎調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の実態を把握し、福祉施策等に関する意向を反映することを目的に、以下の基礎調査を実施しました。

調査名	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護支援専門員調査
調査対象	令和2年1月1日時点で要介護認定を受けていないまたは要支援1・2の方	在宅にて介護を受けている65歳以上の方	いわき市介護支援専門員連絡協議会会員
調査客体の抽出	無作為抽出 (圏域別に抽出)	調査期間内に要介護認定調査を受けた方	全会員
回収数	6,400件/9,800件 (回収率：65.3%)	545件/604件 (回収率：90.2%)	192件/358件 (回収率：53.6%)
調査期間	令和2年3月	令和2年3月	令和2年2月～3月

4 市民意見の募集

本計画の策定にあたり、広く市民の皆様の意見を伺うことを目的として、いわき市ホームページ・本庁、各支所情報コーナー（掲載期間令和3年1月13日～令和3年1月27日）において、介護保険運営協議会の協議内容をまとめた「素案」に対する市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

市民意見の募集

応募人数	意見件数
2人	11件

5 用語解説

【あ】

アセスメント

解決すべき課題を導き出すために、介護や支援を必要とする背景や要因を引き出す目的で、利用者や介護者に関する情報を収集・調査し分析すること。

新しい生活様式

感染症拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、長期間にわたって持続させた生活様式のこと。

一次医療（プライマリーケア）・二次医療

医療の高度化・専門化の中で、医療機関を患者の健康度に応じて分類した体制。一次医療は、住居や職場に近い診療所や保健所で行う医療で、健康について基本的なサービスを受けることができるとともに、必要に応じて、二次医療機関に紹介する機能を果たす。二次医療は中級程度の病院設備を持ち、ある程度の専門医もおり、一般的な入院医療等に対応する。

インフォーマルサポート

公的機関や専門職が行うフォーマル・サービス（公式的なサービス）に対して、インフォーマル（非公式的）な関係に基づく非専門職としての家族、友人、近隣住民ボランティアなどによる援助をいう。

エンディングノート

生の終盤に起こりうる万一の事態に備えて、治療や介護、葬儀などについての自分の希望や、家族への伝言、連絡すべき知人のリストなどを記しておくノート。

【か】

介護医療院

主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設（平成30年4月に新設されたサービス）。

介護給付等費用適正化事業

サービスが所定の効果を上げているか、また、不適正・不正なサービス提供はないかといった2つの観点から、介護給付を検証し、給付の適正化を図る事業のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護・要支援者からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等を利用できるよう市町村・居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者。一般に「ケアマネジャー」と呼ばれることが多い。

介護相談員

介護サービスを利用している要介護・要支援認定者宅や介護保険施設を訪ね、サービス利用者からの相談や、サービスへの不満を聞き、疑問や不満を改善する途を探る等の活動を行う者。

市町村が事業主体となり、一定水準以上の研修を受けた者を派遣する。

介護報酬改定

介護保険制度で定められた介護サービスの公定単価である介護報酬について、3年ごとに実施される見直しのこと。

令和3年度の介護報酬改定では、全体で0.67%の引き上げが実施されることとなった。

介護保険施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設を指す。

介護予防サービス

要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受ける者が、都道府県知事が指定する指定介護予防サービス事業者の事業所から受ける居宅サービス。

介護予防支援

要支援者が指定介護予防サービス等の適切な利用をすることができるよう、その心身の状況、環境、本人及び家族の希望を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類、内容、これを担当する者等を定めたサービス計画を作成するとともに、そのサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との連絡調整や、便宜の提供を行う。なお、この業務は地域包括支援センターにて行うものだが、業務の一部は居宅介護支援事業者に委託することができる。

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり長期にわたり療養を必要とする要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び、機能訓練その他必要な医療を行う医療施設のこと。本施設については、平成29年度末までに廃止されることとなっていたが、廃

止期限が6年間延長されることとなった。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つで、65歳以上の者であって、身体上または精神上の著しい障がいのため常時介護が必要で在宅生活が困難な寝たきり高齢者等を入所させ、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。「特養」と略称で呼ばれることもある。平成27年4月から新規入所の対象者が原則として要介護3以上となった。

介護老人保健施設

入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下で、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設。介護保険法に基づいて都道府県知事の許可を受け設置される。「老健」と略称で呼ばれることもある。

看護小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者を対象とした、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせることにより提供されるサービス。医療ニーズの高い高齢者を、在宅で支えていくための基盤強化のためにつくられたもので、地域包括ケアの要のひとつとして位置付けられている。

管理栄養士

厚生労働大臣の免許を受け、傷病者に対する療養のために必要な栄養指導や、特定給食施設において利用者の栄養状態等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及び、これらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とするもの。

協議体

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とした、定期的な情報共有及び連携強化の場。

共助

制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など、被保険者による相互の費用負担（保険料）で成り立つ。

共生型サービス

介護保険または障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする制度。

協働

ある共通の目的に対し、複数の個人や集団が協力して目標達成を目指していく関係。

居住系サービス

居宅サービスのうち、都道府県知事の指定を受けた有料老人ホーム等の特定の施設に入居している要介護・要支援者が、日常生活の世話等を受けるサービス。

居宅介護支援

在宅の要介護者が指定居宅サービス等を適切に利用することができるよう、その心身の状況、環境、本人及び家族の希望を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類、内容、これを担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、そのサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡・調整や、便宜の提供を行い、本人が介護保険施設への入所を必要とする場合には、施設への紹介やその他の便宜の提供を行うこと。こうした居宅介護支援を行う事業を、居宅介護支援事業という。

居宅サービス

要介護認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受ける者が、都道府県知事が指定する指定居宅サービス事業者の事業所から受けるサービス。

グループワーク

精神機能を維持したり、日常生活での関心を高めさせたり、他の人々とのコミュニケーションを深めるための集団療法的技法。

ケアプラン

心身の状況等に応じて、受けるサービスを組み合わせる計画。介護保険制度下の居宅サービス計画と施設サービス計画、介護予防に関するサービス計画が含まれる。

ケアマネジメント

対象者の社会生活上での複数のニーズを充足させるために、適切な社会資源と結び付ける手続きの総体。機能としては、アセスメント、ケアプランの作成・実施、継続的な見守りと事後評価がその中核である。

ケアマネジャー

（介護支援専門員を参照）

軽費老人ホーム

家庭環境や住宅事情などにより、自宅での生活が困難な低所得の60歳以上高齢者が利用できる施設。A型、B型及びケアハウスがあり、そのうちA型は食事サービスを受けることができ、B型は基本的に自炊。

また、自炊ができない程度に身体機能が低下した者や、高齢により独立して生活することに不安な者が入所の対象となる施設としてケアハウスがある。

ケースワーカー・ケースワーク

社会福祉法第 15 条の規定により福祉事務所におかれる現業員の通称。生活保護、障がい者、児童、高齢者の相談や援助業務（ケースワーク）を行う。民間の病院や施設の相談担当職員もケースワーカーと呼ばれることがある。

健康寿命

心身ともに自立し、健康的に生活できる期間、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。

健康推進員

健康をテーマに活動するボランティア。保健衛生思想の普及、市民の健康状態を把握し、自主的保健活動の推進を図ること、市が行う保健事業への協力などを行う。

言語聴覚士

音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門職。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な、障がい者や高齢者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険における 1 年間（毎年 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日）の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額な場合に自己負担を軽減する制度。支給要件や支給額については、負担額が家計に与える影響を考慮して政令で定められている。要支援者に対しては、高額医療合算介護予防サービ

ス費が支払われる。

高額介護サービス費

介護保険において、要介護者が 1 か月に支払った介護サービス費用の利用者負担額（1 割～3 割）が、世帯の合計額で一定の上限額を超えた場合に支給される介護給付のこと。支給要件や支給額については、負担額が家計に与える影響を考慮して政令で定められている。要支援者に対しては、高額介護予防サービス費が支払われる。

公助

公的機関によって提供される援助。「自助・互助・共助」では対応できないことなどに対し、法律や制度に基づき行政機関等が提供する支援や、介護保険・医療保険の公費（税金）部分などの社会福祉制度のこと。

高齢化社会、高齢社会、超高齢社会、 高齢化率

総人口に占める高齢者人口の割合を高齢化率といい、国連の定義では、高齢化率が 7% を超えると高齢化社会、14% を超えると高齢社会、21% を超えると超高齢社会という。ちなみに、わが国はすでに超高齢社会となっている。

互助

家族・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士や地域コミュニティで助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合うこと。

相互に支え合うという意味では「共助」と共通するが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合いであり、親しいお茶飲み仲間づくりや住民同士のちょっとした助け合い、自治会など地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援、NPO等による有償ボランティアなど幅広い様々な形態が想定される。

孤独死

看取る人もなくひとりきりで死ぬこと。「孤立死」と表現することもある。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。

【さ】**サービス付き高齢者向け住宅**

厚生労働省と国土交通省の共管制度として創設された、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅制度のこと。

「サ高住」という略称を用いることもある。

財政安定化基金

市町村介護保険財政の安定化を図り、その一般会計からの繰り入れを回避することを目的として、国・都道府県・市町村が各々3分の1ずつを拠出して都道府県に設置する基金。市町村の拠出金は、第1号被保険者の保険料を財源とする。仮に実績保険料収納額

が予定保険料収納額を下回ったり、保険給付額が見込みを上回るなどして、介護保険会計に財政収支上の不均衡が生じた場合、基金から一定割合の交付や資金貸付が行われる（介護保険法第147条）。

作業療法士

作業療法を行う専門職。作業療法とは、身体または精神に障がいのある者を対象に、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復や維持、及び開発を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる治療方法のこと。

自助

自分で自分を助けること。住み慣れた地域で暮らすために、市場サービスを自ら購入したり、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に自身の生活課題を解決することを指す。

施設サービス

要介護認定を受けた被保険者が、都道府県知事が指定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設から受けるサービス。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域の福祉推進、向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された公共性・公益性の高い民間福祉団体。

社会福祉士

専門的知識及び技術を持って、身体上もしくは精神上の障がいがある、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。地域包括支援センターにおいて、主に総合的な相談・権利擁護業務を行う。

収納率

納付されるべき金額に対する実際に納付された金額の割合。

主任介護支援専門員

介護支援専門員として、一定期間の実務経験を有し、主任介護支援専門員研修を受講し、実施してきたケアプランについて一定の評価を受けた者。地域包括支援センターにおいて、主に介護支援専門員への相談支援などを行う。主任ケアマネジャーともいう。

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な拠点へ通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を一体的に行う。ショートステイ（短期入所生活・療養介護）

在宅で介護を受けている人が一時的に介護老人福祉施設などに入所して、日常の世話を受けるサービス。また、このサービスは介護者の負担を軽減するという側面もある。

審査支払手数料

介護保険給付に係る保険者の事務を軽減し、介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスに係る費用の請求に対する審査・支払を国民健康保険団体連合会（国保連）へ委託し、その対価として保険者

が国保連に対して支払う手数料のこと。

スキル（スキルアップ）

訓練や経験等によって得られる特殊な技能や技術のことであり、スキルアップとは、その技能や技術が向上することを指す。

生活支援コーディネーター （地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。具体的には、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングを行う。

生活習慣病

生活習慣が豊かになったことに関連して発生する病気の総称で、高血圧、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中などの病気をいう。

以前は成人病と呼ばれていたが、これらの病気の発症を防ぐためには生活習慣を変える必要があるため、このような呼称が提唱されたと考えられる。ここでの生活習慣とは、食生活、飲酒、喫煙、運動などが含まれる。

成年後見制度

契約における判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）について、その能力を補充するために代理人等を定め、不利益を被ることを防ぐための制度。

【た】

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。高齢者の個別課題の分析を積み重ねることから地域に共通した課題を明確化し、課題解決に必要な資源開発や地域づくり、計画への反映などの政策形成につなげる。

地域支援事業

介護保険法により創設された地域包括支援センターを中核として実施される、高齢者が「要介護・要支援状態」になることを予防するためのサービスや「要介護・要支援状態」となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。

平成 26 年度の介護保険制度改正により、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、これまで予防給付の中でサービスが提供されていた介護予防訪問介護・介護予防通所介護が地域支援事業に移行された。

地域福祉

地域社会において、地域住民の持つ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践のこと。地域福祉の概念はとらえ方、立場の違いで人によって様々な見解があり、必ずしも定まっているとはいえないが、在宅福祉サービスや

地域組織化を具体的内容としている点では共通している。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連帯によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴といえる。

地域包括ケアシステム

高齢者がいきいきとした生活を送ることができるよう、また、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送れるように、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支援するための仕組みのこと。

本計画においては、この地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進が重要な課題となっている。

地域密着型介護予防サービス

要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受ける者が当該市町村の長が指定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業所から受けるサービス。

地域密着型サービス

要介護・要支援認定を受けた被保険者が当該市町村の長が指定する指定地域密着型サービス事業者の事業所から受けるサービス。

チームオレンジ

認知症の人が安心して暮らし続けるために、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族のささいな困りごとなどの支援ニーズに応え、具体的な支援につなげる仕組み。

中山間地域

平成2年の「農林統計に用いる地域区分の改定について」（農林水産省統計情報部長通達）により、従来の「経済地帯」に代えて新たに導入された「農業地域類型」に基づく新区分のひとつ。

新しい地域区分は、第一次分類指標として土地利用の側面（宅地率、耕地率、林野率等）から、①都市的地域、②平地農村地域、③中間農業地域、④山間農業地域に4区分するが、中山間地域は③と④を合わせたもので、一般に人口減少率・高齢者率・耕作放棄地割合が高い。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

「居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け、その者の居宅において、介護を行うとともに看護を行うこと」あるいは、「居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ介護を行うこと」のいずれかに該当するサービスを指す。

デイケア（通所リハビリテーション）

日帰りで通い、利用者の心身の機能維持回復を図る理学療法、作業療法、言語療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスのこと。

デイサービス（通所介護）

自立した日常生活を営むことができるようにデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供及び機能訓練などを日帰りで受ける介護サービスのこと。

【な】

認知症サポーター

地域で認知症の人が困っているときに手

助けしたり、気になる高齢者を見かけたときに民生児童委員等に情報を伝えたりするなどの役割を務める人々のこと。

厚生労働省が平成17年度にはじめた「認知症を知り地域をつくる10カ年キャンペーン」の一環として養成が進められている。

認知症サポーター養成講座の受講によって認知症サポーターの資格を得ることができ、その証として「オレンジリング」（腕に付ける、ゴム製の輪）が配布される。

令和2年12月末時点で、認知症サポーター数は全国で約1,301.8万人となった。

認知症疾患医療センター

地域の認知症医療提供体制の充実を目的として、主に認知症の鑑別診断と対応、周辺症状・身体合併症への対応、専門医療相談の実施、地域の関係機関との連携促進を行う機関のこと。本市では、舞子浜病院、四倉病院の2つが指定されている。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険サービス提供指定事業者としての指定を受け、少人数の認知症高齢者が専門スタッフの介護を受けながら共同生活を送るための、個室と共用スペースを持つ小規模施設。

【は】

ピアサポート

同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。

被保険者（介護保険の被保険者）

市町村または特別区の区域内に住所を有する65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。

標準的居宅サービス

介護保険法定サービスのうち、訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与。

フレイル

以前は「虚弱」等と表現されてきた、健康な状態と日常生活でサポートが必要な状態（要介護等）との中間にある状態について、日本老年医学会では「フレイル」と表現を改めた。

厚生労働省研究班の報告書「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」（平成 27 年度）によれば、フレイルとは「加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義されている。

保健師

保健指導にあたる専門職。地域住民に病気の予防や健康に関するアドバイスや指導、訪問活動などに従事する者。地域包括支援センターにおいては主に、介護予防事業のマネジメントなどを行う。

保険者

介護保険の保険者とは、市町村と特別区（広域連合を設置している場合は広域連合）を指す。保険者は、その地域に住む 40 歳以上の方々を介護保険の加入者（被保険者）とし、納付を受けた保険料を財源として、介護保険制度を運営している。

本人ミーティング

認知症の本人がつどい、本人同士が主にな

って、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのより良い暮らし、暮らしやすい地域のあり方を話し合う場のこと。

【や】

有料老人ホーム

老人福祉法第 29 条の規定に基づき、高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他の日常生活上必要な便宜（厚生労働省令で定めるもの）の供与をするサービスを提供する施設であって、老人福祉施設等でないもの。

ユニバーサルデザイン

製品、設備、施設、サービスなどを、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が使いやすいようにするデザインのこと。現在あるバリアを取り除く意味で使われるバリアフリーデザインとは区別して使われることが多い。

養護老人ホーム

老人福祉法に規定する老人福祉施設の種類。65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて、養護することを目的とする施設。

【ら】

ライフスタイル

行動様式や価値観、暮らしぶり、習慣などを含む生活様式。

ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階のこと（年代別の生活状況）。人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職など、人生の節目によって生活様式が変わることや、これに着目した考え方を指す。

理学療法士

理学療法を行う専門職。

理学療法とは、疾病や身体の障がいにより低下した身体的機能の改善・回復を図り、障がい者の運動、動作能力を高め自立を促すことを目的とする治療方法のこと。

リハビリテーション

心身に障がいがある者の人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的分野等があるが、実際にリハビリテーションを行う場合にはそれら諸技術の総合的推進が肝要といわれている。

リビングウィル

病などによって正しい判断ができなくなった場合に備えて、自分の望む形で最期を迎えられるよう、延命治療に関する要望などの意思をあらかじめ表示しておくための書面。

レスパイト

レスパイト（respite）とは、「休息」、「息抜き」、「小休止」などを意味する言葉。

レスパイトケアとは、在宅介護の要介護状態の方（利用者）が、福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとることができるようにする支援のことをいう。

老人憩いの家

地方自治法に規定する施設の種類。地域の高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設。

老人福祉センター

老人福祉法に規定する老人福祉施設の種類。地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設。

【アルファベット】

G P S（Global Positioning System）

全地球測位システム。衛星を利用し、地上にある受信機の位置を測るカーナビゲーション等に使われるシステム。

携帯できる大きさのGPS機器もあり、認知症の方に持たせることで、緊急時（行方が分からなくなったときなど）の位置の把握などにも活用されている。

I A D L（Instrumental Activities of Daily Living）

A D L（日常生活動作）のうち、B A D L（基本的日常生活動作：排せつ・食事・就寝等）・移動動作の次の段階にある、買い物・料理・掃除等日常生活上の複雑な動作のことをいう。ここには、金銭の管理、服薬の管理、趣味の活動、公共交通機関の利用、車の運転、電話をかけるなどの動作も含まれる。

I C T（Information and Communication Technology）

情報通信技術の略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。

NPO法人

平成 10 年施行の「特定非営利活動促進法（NPO法）」により法人格を認証された民間非営利団体。法律上は「特定非営利活動法人」と呼ばれる。

高齢者の生活を地域で支える地域包括ケアシステムにおいて、生活支援等の重要な担い手として注目されている。

PDCAサイクル

計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Act)に結び付け、その結果を次の計画に活かすというプロセスを通じて、品質・業務改善を推進するマネジメント手法のこと。

QOL (Quality Of Life)

クオリティ・オブ・ライフ(QOL)とは、一人ひとりの人生の質や生活の質などを意味する言葉である。個々人の生活がどの程度充実したものになっているかという指標としての意味も持ち、健康状態や、人間関係、生きがい、住環境など様々な観点から評価される。

第9次
いわき市高齢者保健福祉計画
(令和3年度～令和5年度)

発行年月 令和3年3月
編集・発行 いわき市 保健福祉部 介護保険課
〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地
TEL : 0246-22-7453 (直通) FAX : 0246-22-7547
E-mail : kaigohoken@city.iwaki.lg.jp